

「教職員の評価・育成システム」の改定について（案）

<目 次>

- I 「教職員の評価・育成システム」の趣旨……………P 1
- II 授業を行う教員の評価にかかるシステム改定の趣旨……………P 1
- III 授業を行う教員の評価にかかるシステム改定の方向性（検討中）……………P 2
- IV 授業を行う教員の評価にかかるシステム改定（案）に関する質問について…P 9

平成24年9月
大阪府教育委員会

「教職員の評価・育成システム」の改定に向けて

平成24年度にすべての学校において授業アンケートを実施し、府立学校において「授業力」評価のモデル実施を行います。

大阪府教育委員会として、これらの結果を踏まえ平成25年度からの評価・育成システムの改定に向けた検討を進めていきます。

I 「教職員の評価・育成システム」の趣旨

近年の社会・経済環境の急激な変化の中、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、各学校が一丸となって取り組まなければならない課題が増えています。学校の教育課題の解決に向けては、日頃から教職員がそれぞれの役割に応じて同僚教職員と連携し、相互に協力しながら、様々な活動を展開していくことが重要となってきます。そのためには、教職員が自らの役割や子どもたちの状況を踏まえ、教育活動をはじめとする様々な活動の目標を立て、創意工夫を凝らした意欲的な実践活動を行っていくことが大切です。

このため評価・育成システムでは、すべての教職員が学校の目標を共有し、その達成に向けた個人目標を主体的に設定して、校長・准校長・教頭・事務（部）長の支援を受けながら、意欲的に取り組みを進めることを基本としています。そして、子どもや保護者、同僚教職員等の意見を踏まえた自己評価と校長等による評価を通じ、教職員が自らの意欲・資質能力を一層高めることを促します。そうした教職員の取り組みを進めることによって、学校の教育活動をはじめとする様々な活動を充実させるとともに、学校や校内組織の活性化を図っていくことをめざしています。

このように評価・育成システムの実施を通して、校長・准校長のリーダーシップのもと、教職員が一丸となり、教育をめぐる諸課題に学校全体として適切に対応することで、子どもたちの願いや府民・保護者の期待に応えていくことが重要です。

II 授業を行う教員の評価にかかるシステム改定の趣旨

1 大阪府立学校条例に授業を行う教員の評価について規定されました

平成24年4月1日に「職員基本条例」及び「大阪府立学校条例」が施行され、府立学校条例第19条に、教員の勤務成績の評定は校長による評価に基づき行うこと、授業を行う教員に係る評価は授業に関する評価を含めて行うこと、授業に関する評価は生徒又は保護者による評価を踏まえることが規定されました。これを受け、今後、府立学校の教員の評価制度はこの条例を踏まえたものに改定されます。

また、市町村立学校の府費負担教職員の人事評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第46条に、府費負担教職員の勤務成績の評定は都道府県教育委員会の計画の下に市町村教育委員会が行うと規定されており、これまで府教育委員会が「府費負担教職員の評価・育成システムの実施に関する規則」を定め、府立学校の教職員と同じシステムによる運用をお願いしておりました。

府教育委員会としては府立学校条例の趣旨を踏まえ、府費負担教職員も含めた教職員の評価・育成システムについて必要な改定を行います。

2 授業を行う教員の評価は授業に関する評価を含めて行います

子どもたちは学校生活の大半を授業で過ごします。したがって、子どもたちが「魅力的な授業」「わかる授業」に多く触れる時、彼らの学校生活は充実したものとなると考えられます。従来から、授業に関する評価については、主に「学ぶ力の育成」という評価要素の中で評価しているところですが、今般、授業は学校の教育活動の中心であることを改めて確認し、授業に関する評価を授業を行う教員の評価の一要素として明確に位置付けます。

3 授業に関する評価は、生徒又は保護者による評価を踏まえることとします

授業は教員と子どもたちとの相互交流によって成り立っていることから、子どもたちのニーズを踏まえたものであることが必要です。したがって、授業に関する評価は、子どもたちの視点を踏まえて行うことが重要になります。そこで、子どもたちが授業をどのように受け止めているかを把握するとともに、授業が子どもたちにとって魅力的なものになっているかどうかという視点を踏まえて授業を評価することが求められます。

このことから、評価・育成システムにおける授業に関する評価のための重要な要素として、子どもや保護者を対象とした授業に関するアンケート（以下、「授業アンケート」という。）を実施することを通じて、子どもたちの授業に対する受け止めを把握することとしました。

III 授業を行う教員の評価にかかるシステム改定の方向性（検討中）

1 能力評価に「授業力」という評価要素を新設します

首席、指導教諭、教諭のうち、当該年度に授業を行っている教員（以下、「対象教員」という。）の能力評価については、これまで「学ぶ力の育成」「自立・自己実現の支援」「学校運営」という3つの評価要素ごとに「十分発揮している」「概ね発揮している」「発揮していない」のいずれであるかを判断し評価を行ってきましたが、平成25年度からは「学ぶ力の育成」にかえ「授業力」を新たな評価要素として設定し、「授業力」「自立・自己実現の支援」「学校運営」の3つの評価要素とすることで能力評価を再構築します。

2 「授業力」評価に当たっては、授業アンケートを実施します

「授業力」評価は、生徒又は保護者による授業アンケートの結果を踏まえて行いますので、各学校で行われる授業アンケートの項目には一定の共通性が求められます。このため、評価・育成システムにおいて活用する授業アンケートについては、以下の通り府教育委員会が校種や子どもの状況に応じた実施方法と内容を示します。その内容を踏まえた上で、実際に使用するアンケートについては、市町村教育委員会や各府立学校において作成し、すべての対象教員の授業について実施をしていただきます。

【小学校】

小学校では、児童の発達段階を考慮し、児童に直接質問するのではなく、保護者を対象に、児童の普段の様子、授業参観時の教室の様子等を参考にして授業に対する意見を求めることとします。

- (1) 実施方法 保護者あてに家庭配付し、記名の上提出
- ・アンケート用紙の保護者への配付は、原則として児童を通じて行うが、直接保護者に配付することも可
 - ・アンケートの回答の回収に当たっては、回答者のプライバシーに十分配慮（例：封筒に封をして担任に提出、校内に専用の提出箱を設置等）
- (2) 内 容 府教育委員会が示す5つの観点を必須として実施し、この5観点を評価・育成システムに活用
- 各市町村教委で自由記述欄を付け加えた場合は、評価・育成システムに活用

必須5観点	質問例
興味・関心・意欲の向上	お子様は、授業を受けてその内容に興味や関心や意欲を持つようになっていきますか。
学習内容の習得	お子様は、授業の内容がわかるようになっていきますか。
個の状況に応じた支援	お子様は、授業でわからないときやもっと知りたいとき、そのことについて教えてもらえていますか。
望ましい学習集団の育成	お子様は、授業は質問や発表などがしやすい雰囲気だと感じていますか。
児童への適切な評価	お子様は、授業で頑張ったことを認めてもらえたと思っていますか。
<p><自由記述欄—本校の各授業について> 各教科の回答、普段の様子、授業参観等を参考に記入してください。できる限り、具体的（教科名・状況・希望…等）に記入してください。</p>	

【中学校】

中学校では、生徒の受け止めを問うとともに、自由記述欄を設定した場合には保護者を対象に、生徒の回答内容や普段の様子、授業参観時の教室の様子等を参考にして授業に対する意見を求めることとします。

- (1) 実施方法 保護者あてに家庭配付し、記名の上提出
- ・アンケート用紙の保護者への配付は、原則として生徒を通じて行うが、直接保護者に配付することも可
 - ・アンケートの回答の回収に当たっては、回答者のプライバシーに十分配慮（例：封筒に封をして担任に提出、校内に専用の提出箱を設置等）
- (2) 内 容 府教育委員会が示す5つの観点を必須として実施し、この5観点を評

価・育成システムに活用

各市町村教委で自由記述欄を付け加えた場合は、評価・育成システムに活用

必須5観点	質問例
興味・関心・意欲の向上	授業を受けて、その教科の内容をもっと学習しようと思いませんか。
学習内容の習得	授業を受けて、その教科の内容はわかるようになりましたか。
個の状況に応じた支援	教科の内容がわからないときやもっと知りたいとき、そのことについて教えてください。
望ましい学習集団の育成	授業中は、質問や発表などがしやすい雰囲気ですか。
生徒への適切な評価	授業で頑張ったことをきちんと認めてもらえますか。
<p><自由記述欄—本校の各授業について> 各教科の回答、普段の様子、授業参観等を参考に記入してください。できる限り、具体的（教科名・状況・希望…等）に記入してください。</p>	

【高等学校】

高等学校では、全校・全教員共通の必須質問を2問設定し、授業に対する生徒の意識を問うこととし、以下により実施します。

(1) 実施方法 各学校で生徒が回答

- ・LHR等での一斉実施が原則
- ・回答者のプライバシーには十分配慮

(2) 内 容 府教育委員会が示す全校・全教員共通の2質問を必須として実施し、この2質問を評価・育成システムに活用

各学校で自由記述欄を付け加えた場合は、評価・育成システムに活用

<p>全校・全教員共通の質問（授業に対する生徒の意識）</p> <p>授業内容に、興味・関心をもつことができた。</p> <p>授業を受けて、知識や技能が身に付いたと感じている。</p>
<p><自由記述欄—本校の各授業について> 受けてよかったと思う授業があれば書いてください（その理由も） 改善して欲しいと思う授業があれば書いてください（その改善点も）</p>

【特別支援学校】

幼稚部、小学部においては幼児、児童に直接質問するのではなく、保護者を対象に、幼児、児童の普段の様子、授業参観時の教室の様子等を参考にして授業に対する意見を求めることとします。

中学部、高等部においては、可能な範囲で生徒の受け止めを問うとともに、保護者を対象

に、生徒の回答内容や普段の様子、授業参観時の教室の様子等を参考にして授業に対する意見を求めることとします。なお、実施方法や内容についても、子どもの状況に応じてそれぞれ適切な方法を選択します。

(1) 実施方法 未定（現在検討中のため、完成次第お伝えします。）

(2) 内 容 未定（現在検討中のため、完成次第お伝えします。）

3 授業アンケートの結果を踏まえて授業力の一層の向上に努めます

授業力の向上に向けては授業アンケートの結果の活用や授業観察等により以下のとおり取り組みます。

(1) 授業アンケートの観点ごとの結果等を、すべての教員に伝えることで、自己の授業力を見直し、更なる向上に努めることを促します。

(2) 授業アンケートの結果を踏まえることで、校長、准校長、教頭（以下、「校長等」という。）による授業観察の充実を図ります。

(3) 授業アンケートの結果や校長等の授業観察で明らかになった教員ごとの課題に対し、校長等が適切な支援を行います。

(4) 授業アンケートの結果や校長等の授業観察により学校全体として取り組むべき課題が明らかになった場合は、その解決に向けて学校全体として組織的に取り組みます。

*なお、授業アンケート等により授業に課題のある教員が把握された場合には、校長等が、その教員に対して複数回の授業観察や指導助言等必要な支援を行います。

*支援に当たっては、必要に応じて校長・准校長は設置者（教育委員会）に授業観察と指導助言を依頼することができます。

4 授業観察を行うに当たり、「授業観察票」を導入します

(1) 用 途：校長等が授業観察を行うたびにすべての対象教員について作成

(2) 項 目：「観点」「観察項目」「チェック」「授業観察結果」「コメント」の欄を必ず設定
なお、「観察項目」の具体的な内容は、各市町村教委や各府立学校の実情に応じて設定

(3) 記入手順：「観察項目」ごとにチェック欄に記入の上、「授業観察結果」を記入
なお、「コメント」欄は必要に応じて記入

(4) その 他：「チェック」欄については、授業の内容に応じて記入する項目を選択

5 「授業力」評価に当たり、「『授業力』評価票」を導入します

(1) 用途：校長等が「授業力」評価を行うに当たりすべての対象教員について作成し、授業アンケートや授業観察の結果と年間の職務行動の記録等を記入

(2) 項目：「授業アンケート等」「授業観察」「発揮された能力（態度・行動）」「所見」「『授業力』評価」を設定

(3) 記入手順：

ア 「授業アンケート」の欄への記入について

- ・「授業アンケート」の結果欄には、授業アンケートの観点ごとの集計ではなく、すべての必須観点（必須質問）への回答についての総合的な判断を記入します。
- ・結果が高いと認められる場合は、原則として「S」、特段に高い場合は「SS」とし、「具体的な内容等」の欄に理由等を具体的に記入します。
- ・結果に課題が認められる場合は、原則として「B」、特段に低い場合は「C」とし、「具体的な内容等」の欄に理由等を具体的に記入します。
- ・ただし、校長等による授業観察から、授業アンケートの結果に明らかな齟齬が認められた場合は、この限りではありません。なお、その場合は「具体的な内容等」の欄に、その判断に至った理由等を具体的に記入します。
- ・「授業アンケート」において、その他記すべき事項があれば、「具体的な内容等」の欄に記入します。

イ 「授業観察」の欄への記入について

- ・校長等は授業観察を行った際には毎回「授業観察票」を作成するとともに、その結果を「『授業力』評価票」の「授業観察」の欄に転記します。
- ・「授業観察票」のコメント欄に記載がある場合は、その内容を「『授業力』評価票」の「具体的な内容等」の欄に記入します。

ウ 「発揮された能力（態度・行動）欄への記入について

- ・着眼点や求められる行動パターンの例を参考に、日常の業務の遂行を通じて発揮された能力（態度・行動）を「具体的な内容等」に記入し、評価基準に照らして判断を行います。

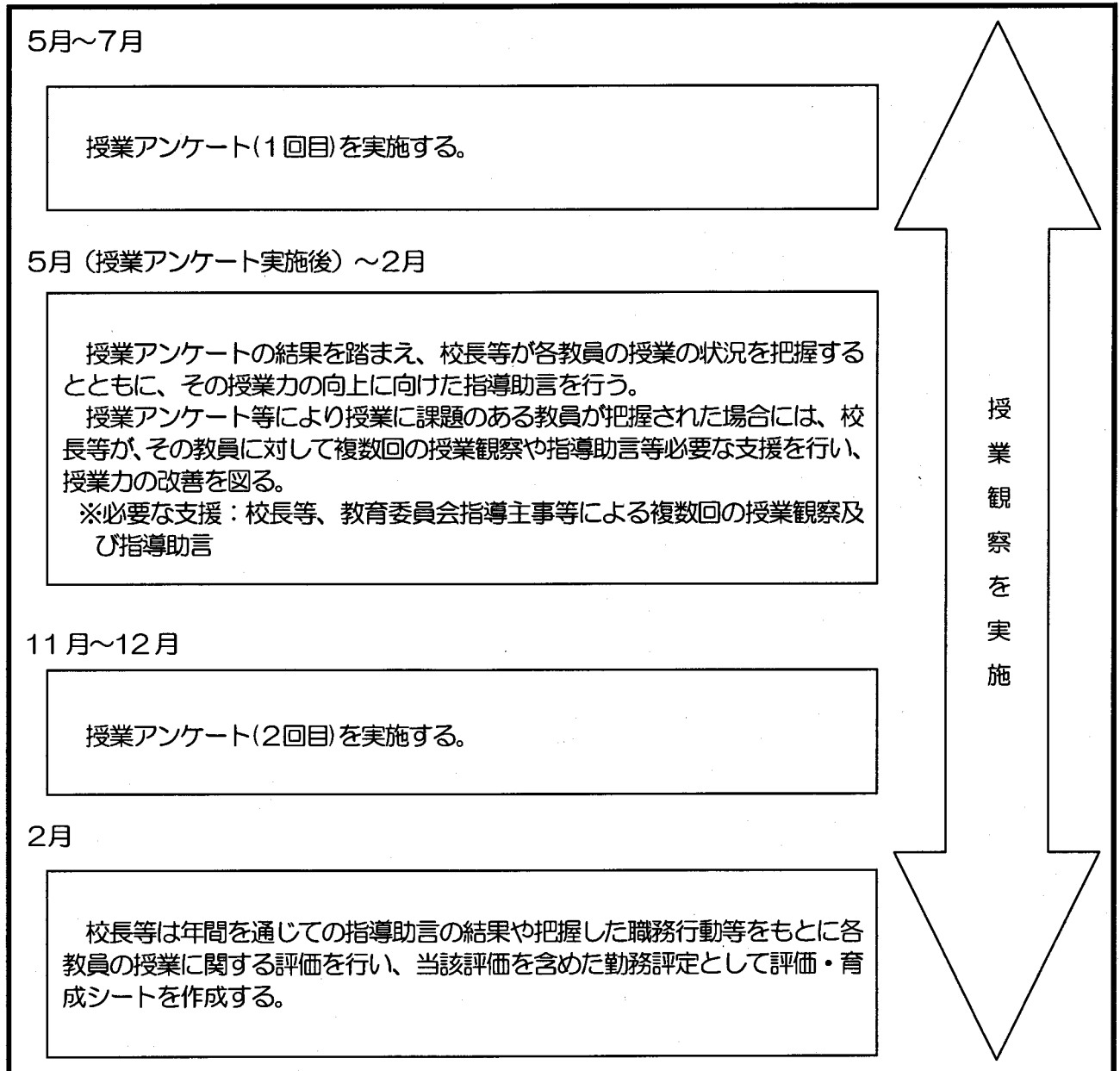
エ 「所見」と「『授業力』評価」の欄への記入について

- ・上記アイウに記入された内容を総合的に判断し、「授業力」評価を行います。
- ・その評価に至った理由等については「所見」欄に具体的に記入します。

6 年間のスケジュール (イメージ)

府教育委員会としては、教員の育成の観点から、授業アンケートについては年度内の適切な時期に最低2回実施し、各教員の状況を把握した上で、課題については改善の取組みを行うとともに、その成果と課題を検証することが必要だと考えています。

「授業力」評価にかかる、授業アンケート、授業観察等の実施のスケジュール(イメージ)については以下のとおりとします。



Ⅳ 授業を行う教員の評価にかかるシステム改定（案）に関する質問について

現時点での考え方は以下のとおりです。

- 1 基本的な考え方について
- 2 授業アンケートについて
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) ア 保護者へのアンケートについて
イ 保護者アンケートの取扱いについて
 - (3) アンケートの中身について
 - (4) アンケートのやり方（回収方法、集計等）について
 - (5) アンケート実施に伴う作業軽減策について
- 3 授業に関する必要な支援について
- 4 授業観察票・「授業力」評価票について
- 5 評価・育成シートについて
- 6 その他

1 基本的な考え方について

① なぜ、生徒・保護者の授業に関する評価を教員評価に組み入れるのか。

- 従来から、授業に関する評価については、主に「学ぶ力の育成」という評価要素の中で評価してきましたが、今回の改定では、授業は学校の教育活動の中心であることを改めて確認し、能力評価の中に「学ぶ力の育成」にかえて、「授業力」という評価要素を設定し、授業に関する評価を教員評価の一要素として位置付けることとしました。
- 授業に関する評価を行うに当たっては、授業は教員と子どもたちとの相互交流によって成り立っていることを踏まえた場合、子どもたちの側の視点での評価が重要です。すなわち校長・准校長には、授業を受けた子どもたちの受け止めを把握するとともに、授業が子どもたちにとって魅力的なものになっているかどうかという視点を含めて授業を評価することが求められます。
- そこで、授業に関する評価を実施するための重要な要素として授業アンケートを組み入れることとしました。
- 生徒や保護者の評価を教員にフィードバックすることにより、具体的な授業改善にもつながるとともに、生徒・保護者による評価を校長・准校長が行う教員評価の要素とすることによって、より客観性を確保した評価が可能になると考えています。

② なぜ、生徒・保護者にアンケートを行うのか。

- 子どもたちは学校生活の大半を授業で過ごします。従って、子どもたちが「魅力的な授業」「わかる授業」に多く触れる時、学校生活は充実したものとなるものと考えています。
- 「魅力的な授業」「わかる授業」を実現するためには、教員は日々授業改善に向けて自ら取り組まなければなりません。それと同時に授業は教員と子どもたちとの相互交流によって成り立つものであることから、子どもたちが授業に対して感じていることを把握し、子どもたちにとって魅力的な授業となっているかどうか検証することが教員には求められています。
- このため、生徒・保護者対象の授業に関するアンケートを実施して、その結果を授業改善に生かしていくとともに、授業改善の取組成果を評価するためのデータとして活用するものです。

③ これまで学校教育自己診断等は、学校教育活動の一環として集計・公表してきた。今回、そうした従来のやり方ではなぜダメなのか。

- 学校教育自己診断は学校の教育活動が児童生徒の実態や保護者の学校教育に対するニーズ等に対応しているかどうかについて、学校自らが診断票(診断基準)に基づいて学校教育計画の達成度を点検し、学校教育改善のための方策を明らかにするものです。来年度から評価・育成システムに導入する授業アンケートは、一人ひとりの教員の授業改善を目的に実施するものであり、また、その改善の成果を個々の教員の評価に組み込むものであることから、学校教育自己診断とは全く違った回答を求めることとなります。

④ アンケートの位置づけは。

- 授業アンケートは、あくまでも子どもたちや保護者による授業に対する評価ですので、これにより校長・准校長は子どもたちや保護者の視点での授業の課題を把握することができるようにな

ります。その上で、校長・准校長が自ら授業観察を行い、授業に課題のある教員がいた場合は授業に関する必要な支援を行っていただきます。そのための一つの資料という位置づけです。

- ⑤ 小中学校においては、平成25年4月からの施行は拙速ではないか。
 - 本年9月以降に行う全校における授業アンケートの結果やモデル校でのモデル実施の結果を踏まえて制度設計を進めるとともに、平成25年1月以降に新しい制度についての研修等を実施し周知に努めることで、平成25年4月実施に向けての準備を進めます。
- ⑥ 他府県で授業アンケートを行い、授業に関する評価を教員評価に組み入れているところはあるのか。
 - 授業アンケートを教員評価に組み入れているところは把握していません。全国的にも珍しい取り組みであることは確かですが、授業は学校の教育活動の中心であることを改めて確認し、府教育委員会として授業に関する評価を授業を行う教員の評価の一要素として明確に位置付けることとしました。

2 授業アンケートについて

(1) 基本的な考え方

① 授業アンケートの対象となる「授業」とは何か。

- 学習指導要領により、以下のとおりとします。

小学校 …各教科・道徳・外国語活動

中学校 …各教科・道徳

高等学校…各教科

支援学校…(幼稚部)ねらい及び内容等

(小学部・中学部)各教科・道徳・外国語活動・自立活動

(高等部)各教科・道徳・自立活動

(専攻科)各教科・自立活動

② 授業アンケートの対象とする「授業を行う教員」とは誰をさすのか。

- 「授業を行う教員」とは、年間を通じて授業を担当する首席・指導教諭・教諭です。
- 教頭・実習助手・栄養教諭・養護教諭も授業を行うことがありますが、授業アンケートの対象とはしません。

③ 授業を担当する常勤講師、非常勤講師は授業アンケートの対象か。

- 常勤講師等の臨時的任用教員は評価・育成システムの対象外ですが、育成の観点から授業アンケートの対象とすることは望ましいことだと考えています。

(2) ア 保護者へのアンケートについて

① 小中学校での授業アンケートは、なぜ保護者を対象とするのか。

- 小学校は、児童の発達段階を考慮し、児童に直接質問するのではなく、保護者を対象に児童の普段の様子、授業参観時の教室の様子等を参考にして授業に対するアンケートの回答を求めます。
- 中学校は、授業の受け止めを生徒自身に問う質問を設定していますが、高等学校との発達段階の違いを考慮し、生徒の回答を保護者が確認して学校に提出する形にしています。
また、自由記述欄を学校が設定した場合は、生徒の回答内容や普段の様子、授業参観時の教室の様子等を参考に、保護者から授業に対する意見を求めることができることとしました。

② 授業アンケートは保護者に義務付けるのか。

- 保護者への授業アンケートについては、全ての保護者に、授業を行うすべての教員について行ってもらうのを基本と考えています。
- ただ、アンケートの記入、提出については、義務付けはしません。授業アンケートの必要性、重要性等を出来る限り説明し、理解を求め、出来る限り多くの保護者にアンケートを提出いただくよう努力してください。
- 保護者が授業見学をしていない教員の授業についても子どもたちからの聞き取りにより記入いただきます。

③ 保護者に専門的な見地から授業力を評価することはできない。正確なデータになるのか。

- 評価・育成システムの中で教員評価に関連させる授業アンケートは、専門的な指導技術等を問うものではなく、授業を受けた子どもたちの受け止めを中心にアンケートの回答を求めるものとしています。

④ 保護者から「授業を見たことも、会ったこともない教員の評価はできない。」「子どもだけの評価でお願いしたい。」「授業に関する評価については反対（制度を納得できない）なのでしません。」等の記載や申し出があった場合の取扱いはどうするのか。

- 授業アンケートの趣旨を粘り強く説明するよう努めてください。
- 授業を見たことも、会ったこともない教員の評価はできない。」「子どもだけの評価でお願いしたい。」といった主張に対しては、子どもの受け止めを大人の立場で聞きながら協働して授業アンケートに答えてほしい旨伝えてください。
- また、制度への反対者に対しては、この制度が生徒・保護者の意見を授業改善に生かしていくとともに、授業改善の取組成果を教員評価に生かすものであるという旨を説明してください。

⑤ 授業アンケートの回答数がゼロの場合の取扱いはどうするのか。

- 回答数が本当にゼロとなった場合は、アンケート結果は存在しないとせざるを得ませんが、そうならないよう、授業アンケートの趣旨を粘り強く説明し回答の提出を依頼するよう努めてください。

(2) イ 保護者への授業アンケートの取扱いについて

- ① 提出期限を設けるのか。未提出の保護者には提出を督促するのか。督促するとすれば誰が行うのか。
- 学校での集計作業に応じた提出期限を設け、未提出の保護者には授業アンケートの趣旨を訴えて、期限一杯まで担任や学年主任等が繰り返し提出を求めてください。なお、担任等は授業アンケートの提出状況を直接把握できないので、管理職が未提出者のリストを作成しそれをもとに担任が督促したり、担任が全員に向かって何度か提出を促したりするなど、各学校の現状に応じた工夫をお願いします。
- ② 提出期限後に提出された授業アンケートはどのように扱うのか。
- 可能な範囲で集計作業に加えるように努めてください。
- ③ 保護者と子どもが話し合って記載したことをどのように担保するのか。
- 授業アンケートに保護者署名欄を設けることで、保護者の参画を確認することとしました。
- ④ 保護者署名のないものは認めないのか。子どもの名前だけの場合はどうか。明らかに保護者署名欄の記載が子どもと認められる場合、取扱いをどうするか。
- 原則として署名のないものは認めません。また、子どもの名前だけのものは認めません。
 - 担任を通じて保護者に確認するなどし、子どもによる署名であった場合は、保護者署名を依頼していただくようお願いします。
- ⑤ 授業アンケートへの回答が途中で終わっているなど、不完全なものが提出された場合の対応、取扱いはどうするか。
- 可能な範囲で回答の続行をお願いし、その後得られた範囲の回答を集計してください。
- ⑥ 保護者がいない（児童養護施設等）、保護者が病気入院等で評価を子どもと相談できない状況にあるといった場合はどう取扱うのか。
- 保護者に代わる者（親権代理等）がいる場合、可能ならばその人に代行をお願いするものとします。
- (3) 授業アンケートの中身について
- ① 授業アンケートは、府教委が示した観点等を参考に、各学校の判断で適切に定めればよいのか。
- 評価・育成システムにおける授業アンケートについては以下の通りです。
 - 小中学校・府教育委員会が示す5観点を必須として実施し、この5観点を評価・育成システムに活用するものとします。また、各市町村教委で自由記述欄を付け加えた場合は、評価・育成システムに活用していただくこととなります。
 - 高等学校・府教育委員会が示す全校・全教員共通の2質問を必須として実施し、この2質問を評価・育成システムに活用するものとします。また、各市町村教委や各府立高校で自由記述欄を付け加えた場合は、評価・育成システムに活用していただくこととなります。

○ 特別支援学校…未定（現在検討中）

② 設問を学校独自に工夫できる余地はあるのか。

○ 授業アンケートに当たっては、教員評価に関わることになる質問についてあらかじめ設定しており、それ以外の質問については府教委が示す雛形を参考に、各市町村教委や各府立学校の実情に応じて設定してください。

③ 教員評価のためだけの授業アンケートになってはいけない。子どもたちはもとより、教員の意欲を高めるような設問も必要ではないか。

○ 授業に関する評価の最大の目的は言うまでもなく教員の資質向上と授業改善です。府教育委員会としては、教員評価に係わる設問に加えて教員の資質向上と授業改善に結びつく設問の雛形を示すこととしており、各市町村教委や各府立学校においてもその雛形を活用し、さらなる創意工夫に努めてください。

④ 授業アンケートの実施に当たっては、小学校における学年間の発達段階の差や中高における科目間の差を考慮に入れるべきではないか。

○ 授業アンケートの実施段階については、質問項目を必要に応じて変えることにより、小学校における学年間の発達段階の差や中高における教科間の差に配慮した実施に努めてください。

⑤ 授業は子どもたちとの相互作用であると考えられることから、評価において、子どもたちの努力等をどこまで加味するのか。

○ 教員と子どもたちとの相互作用の結果をダイレクトに反映するものは、授業の受け止めに関する回答であると考えられることから、評価・育成システムにおいては子どもたちの授業の受け止めを問う設問を参照することとしています。

○ しかし、授業改善に向けては子どもたちの努力度を含め、様々な角度から分析することが重要なことと考えられるため、そのような質問を追加して設定することは可能です。

(4) 授業アンケートのやり方（回収方法、集計等）について

① 授業アンケート用紙は、評価を受ける教員が自ら子どもに渡すのか。その回収方法は。

○ 小中学校の場合、授業アンケート用紙は担任が子どもたちを通じて保護者に渡し、回収していただきます。高等学校では原則として担任がLHRで実施します。特別支援学校ではこの二つのケースが併存することになります。

○ いずれの場合も、回収に当たっては回答者のプライバシーには十分配慮することが必要です。

② 授業アンケートの回収率が上がらない場合もあると思われる。どの程度の回収率なら、アンケートとして精度があるといえるのか。

○ 回収率は高い方がよいのはもちろんであるので、未提出の保護者には授業アンケートの趣旨を訴えて、期限一杯まで担任や学年主任等が繰り返し提出を求めてください。

- なお、アンケートは生徒や保護者の意見を求め、校長・准校長による授業観察や指導助言など、教員の育成に資することを主たる目的とするものであり、アンケートの結果（数値）がストレートに人事評価に結び付くというのではなく、統計的な意味でのアンケートの精度を求めるものではありません。

③ 授業アンケートを2回実施する狙いは何か。

- 授業アンケートは教員の授業力向上のために実施するものであり、年度の前半に1回目を実施し年度の後半に再び実施することにより、状況の変化を把握することが可能になります。教員の評価は年間を通じての職務の状況を対象として行われるものであることから、年間で1回だけの授業アンケートでは教員の努力等により年間を通じて育成された部分や新たな課題が生じた部分を評価するのに不十分であり、「評価のため」の授業アンケートになるおそれがあると考えられます。
- なお、2回目の授業アンケートで大きな課題が生じた教員が把握された場合には、その時点からでも必要な支援を行わなければなりません。ただし、当該教員の評価自体は年度末までに行うものとします。

④ 極めて少人数の学習集団であっても授業アンケートは実施するのか。

- 授業の形態によっては、授業を受けている子どもたちの人数が極めて少ないため、授業アンケートの回答数も極めて少なくなることは有り得ますが、子どもたちによる授業に関する評価としては通常通り扱うものとします。

⑤ T.T.で複数の教員が授業を担当している場合の授業アンケートはどのように行うのか。

- 主担者のみの評価とするか、複数の教員に対して評価を別々に実施するか等については、授業形態に応じて、校長・准校長が判断するものとします。

(5) 授業アンケート実施に伴う作業軽減策について

① アンケートの回収や集計作業等の実務は誰が担うのか。

- 評価にかかわるということで保護者が教員に遠慮して本音で回答できないことがあってはなりませんので、特に保護者に回答を求める小中学校においては個々のアンケートの回答内容が教員に伝わることはないという配慮が必要となります。具体的には、封をして回収することや管理職しか開錠できない提出箱を設けるなど、各市町村教委や各府立学校での工夫をお願いします。
- なお、アンケートの質問項目や作成されたアンケート用紙そのものには保護されるべき個人情報には含まれていませんので、アンケートの作成からアンケート用紙の家庭配付や校内でのアンケート実施までを教員が担うことに問題はないと考えています。
- 一方、アンケート実施後の集計や分析作業は、その過程で教員個人に関するデータや人事評価に関わる情報を扱う部分があるため、原則として管理職（1次評価者及び2次評価者）による取扱いをお願いします。
- 今後、各学校で結果を活用した授業改善の方策については研究を進めます。

② 特に管理職の作業量が多くなると考えられるが、府教委からの支援はないのか。

- 府教育委員会としてアンケート作成から集計分析等を一体的に行うソフトを用意し、希望のある市町村教委や府立学校に配付します。

3 授業に関する必要な支援について

① 授業に関して支援が必要な教員（以下、「支援が必要な教員」という。）の候補の把握は具体的にはどのような方法で行えばよいのか。

- 子どもたちや保護者によるアンケートの結果が極めて低かった教員が、支援が必要な教員の候補となりますが、その把握の方法は以下の例を参考に校長・准校長の判断で決定してください。

例1 子どもたちの受け止めが肯定的である値が特に低い教員

例2 過半数の子どもたちから否定的な評価を受けた教員

例3 多くの保護者から明らかに否定的な意見が寄せられた教員

② こうした手法は、相対評価につながるものではないのか。

- 相対評価とは評価区分ごとの割合をあらかじめ設定し、すべての職員をその分布に当てはめるものです。従って、最下位評価も最上位評価も必ず割り振られることが予定されていますが、今回の「授業力」評価では授業に対する生徒や保護者の受け止めを中心に意見を求めることとしているのであり、特に評価の高い人や低い人が必ず一定の割合で求められるものではありません。つまり、相対評価の考え方とは全く異なります。

③ 支援が必要な教員となったことは、本人にどのように伝えるのか。また、校内外にも伝えるのか。

- 支援が必要な教員としたことは、本人にははっきりと伝えることが必要ですが、当該教員が支援が必要な教員となったことは、基本的には本人以外には伝えるべきではないものと考えています。

④ こういった手法は、課題のある教員を発掘することにつながるのではないか。

- 授業アンケートの目的は、あくまですべての教員の授業力の向上です。しかし、授業アンケート等により授業に課題のある教員が把握された場合には、校長等が、その教員に対して複数回の授業観察や指導助言等必要な支援を行い、その教員の授業力の向上を支援することになります。
- 支援に当たっては、必要に応じて校長・准校長は設置者（教育委員会）に授業観察と指導助言を依頼し、授業力向上に向けた必要な措置を講ずることができるとしています。

⑤ 評価の低い教員をピックアップするだけでなく、SSやSにつながるルートも示すべきではないか。

- 生徒・保護者による授業アンケートにより、極めて評価の高い教員が把握される場合もあります。

- それらの教員について、校長・准校長が適任と判断した場合は、以下のような取組みへの参画を命じ、成果が認められた場合には授業力や学校運営の評価要素で「極めて高い能力を発揮している」と評価することも想定できます。
 - ・ 示範授業を行う
 - ・ 校内研修の講師を務める
 - ・ 当該教員のすべての授業を公開する
 - ・ 新任教員等の授業を観察し、指導助言を行う

4 授業観察票・「授業力」評価票について

① 授業観察票及び「授業力」評価票の作成を必須にした理由は、

- 授業に関する評価については、これまでも主に「学ぶ力の育成」という評価要素の中で評価してきましたが、今般、府教育委員会として、授業は学校の教育活動の中心となるものであることを改めて確認し、授業に関する評価を授業を行う教員の評価の一要素として明確に位置付けました。
- これを受け、校長等による授業観察の結果や「授業力」評価の過程を記録として残すことで、校長等が教員の授業力をより正確に把握するとともに、開示面談等においても教員への指導助言を一層適切に行うことができるようになるものと考えています。

② 指導主事、管理主事や資質向上指導員が授業観察を行うとなっているが、観察のみで評価を行わないのか。観察結果＝評価なら、評価する権限があるのか。評価に教育委員会が入ることとなる。その根拠は、

- 評価・育成システムにおいては、一次評価者は教頭・事務(部)長、二次評価者は校長・准校長としています。

一方、手引きのP2に、「二次評価者は、教職員の職務遂行状況の観察や意見交換、自己申告票の内容等に基づき、児童生徒・保護者・同僚教職員等の意見、一次評価者の意見具申等を参考に総合的・客観的に判断して二次評価を行う」と記載しています。
- 今回の授業力向上に向けての必要な支援においては、対象となった教員の授業の状況について、校長・准校長の判断により指導主事等の意見を求めるものとしたところです。

5 評価・育成シートについて

① 授業を持たない教員及び事務職員の評価はどうなるのか(授業を持つ者と持たない者との公平性はどうか)。

- 授業を持たない教員の評価は、これまで通り「学ぶ力の育成」「自立・自己実現の支援」「学校運営」の3つの評価要素で行うことになる。
- 授業アンケートの結果は直接評価になるのではなく、校長による評価の一要素になるものであり、公平不公平の問題ではないと考えています。

② なぜ「授業力」を新設するのか。従前の「学ぶ力の育成」では計れないのか。

- 従来から、授業に関する評価については、主に「学ぶ力の育成」という評価要素の中で評価してきており、基本的な考え方は変わりません。ただ、今回の改定で「授業力」については、生徒や保護者の授業アンケートを重要な要素として取り上げ、授業という要素を中心に据えた評価を行うこととしたものです。

6 その他

① 他校との兼務を発令されている教職員の評価は誰が行うのか。

- 原則として本務校の評価者が評価することになります。ただし、兼務校における服務監督を行うのは兼務校の校長・准校長であることから、兼務校での職務行動に関する評価は兼務校の評価者が行うこととなります。本務校の評価者は、兼務校での職務行動に関する評価を参考に、評価を行うこととなります。